省　令

○文部科学省令第二十二号

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）及び内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第四十七条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第六十五条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十六条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

○防衛省令第七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四㈠イの表ネクタイの項中「及び」を「又は」に改める。

別表第四㈡の表冬服上衣の項中「ブルー色」を「濃紺色」に、「

えり	剣えりとする。

」を「

襟	セミピークラペルとする。
肩	両肩に各二個の階級章の留め金通しをつける。

」に、「銀色の丸打ひもを三本引きそろえ四つ目編みにして、えり側に銀色のボタン一個をつける。」を「外側の端を着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。」に、「ダブルとし、銀色のボタン各三個を二行につける。腰部の左右に各一個の銀色モールで縁をとったふたつき隠しポケットをつけ、銀色のボタン各一個でそのふたを留める。右胸部に、中央に赤色台地の金色金属製のたて琴を施した銀色モール製の翼をつける。」を「中央にいぶし銀色のボタン四個を一行につける。胸部の左に隠しポケットをつける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。右胸部に、中央に赤色台地の金色金属製のたて琴を施した銀色金属製の翼をつける。」に、「両すそをさく。」を「背部に共切れのバンドを縫い付け、両わきに各一個のほと目をつけ、金属製のベルト止め各一個をつける。両わきの縫目の両側すそをさく。」に、「長そでとし、右そでの上部に、紺色のフエルト地に銀色モールでたて琴模様を刺しゆうし、銀色モールで縁をとつたものをつける。両そでの下部に三条の平織又はしま織銀線の飾線をつけ、その上部に銀色のわし模様の刺しゆうを施す。」に改め、同表女性第一種冬服上衣の項中「左前とし、肩章は、銀色の丸打ひもを二本引きそろえ四つ目編みにして、襟側に銀色のボタン一個をつける。」を「左前とする。」に改め、同表女性第二種冬服上衣の項中「紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物」を「冬服上衣と同じ」に改め、「女性第一種」を削り、同表冬服ズボンの項中「縫目にしま織又は平織銀線の側線一条をつける。後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、紺色」を「縫目の上に平織銀線の側線各一条をつける。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、濃紺色」に、「胴まわり」を「胴回り」に改め、同表女性冬服スカートの項中「黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物」を「冬服上衣と同じ」に改め、同項の次に次のように加える。

女性冬服ズボン	
地質	冬服上衣と同じとする。
製式	長ズボンとする。両わきの縫目の上に平織銀線の側線各一条をつける。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、濃紺色のボタン一個で留める。胴回りに五個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表第四㈡の表夏服上衣の項中「白色」を「濃紺色」に改め、「毛織物」の下に「、麻織物、綿織物」を加え、

えり	セミピークラペルとする。
肩章	冬服上衣と同じとする。
前面	中央に銀色のボタン四個を一行につける。腰部の左右に各一個の銀色モールで縁をとったふたつき隠しポケットをつける。右胸部に、中央に赤色台地の金色金属製のたて琴を施した銀色モール製の翼をつける。
後面	冬服上衣と同じとする。
そで	冬服上衣と同じとする。
その他	ボタンは、わしの浮き彫りを施したものとする。
形状及び寸法は、図のとおりとする。	

」を「

冬服上衣と同じとする。

」に改め、同表女性第一種夏服上衣の項中「左前とし、肩章は、銀色の丸打ひもを二本引きそろえ四つ目編みにして、襟側に銀色のボタン一個をつける。」を「左前とする。」に改め、同表夏服ズボンの項中「ただし、ボタンの色は、白色とする。」を削り、同表女性夏服スカートの項中「

女性冬服スカートと同じとする。	

」を「

地質	夏服上衣と同じとする。
製式	女性冬服スカートと同じとする。

」に改め、同項の次に次のように加える。

女性夏服ズボン	
地質	夏服上衣と同じとする。
製式	女性冬服ズボンと同じとする。